

四 酸素欠乏の予防に関する講習	四 酸素欠乏症及び救急そ生					
	一 酸素欠乏症及び救急そ生	二 保護具	三 酸素欠乏の発生原因及び防止措置	四 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	五 救急そ生の方法	六 酸素の濃度の測定
三 危険作業従事者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第九十三条第一項第三号に該当する者に行わせること。 (準用) 第九十六条 第八十一条から第九十一条までの規定は登録危険作業講習、登録危険作業講習実施機関及び登録危険作業講習の実施に関する事務について準用する。 附則の次に別表として次の三表を加える。 別表第一(第七十八条関係)	二時間	二時間	三時間	二時間	二時間	一時間
講 習 科 目	条 件					
	一 タンカー等引火性液体類等を積載する船舶の構造、設備及び船内実務	三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に該当する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶乗組員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有する者であること。	二 タンカー等引火性液体類等を積載する船舶における火災及び爆発	三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に該当する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶乗組員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有する者であること。	二 タンカー等引火性液体類等を積載する船舶における火災及び爆発	三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に該当する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶乗組員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有する者であること。
四 引火性危険物質の物理的性質及び化学的性質	条 件					
	一 タンカー等引火性液体類等を積載する船舶における火災に対する消火技術	三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に該当する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶乗組員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有する者であること。	二 タンカー等引火性液体類等を積載する船舶における火災に対する消火技術	三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に該当する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶乗組員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有する者であること。	三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に該当する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶乗組員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有する者であること。	三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に該当する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶乗組員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有する者であること。
五 検知器具及び保護具の取扱方法	条 件					
	一 検知器具及び保護具の取扱方法	三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に該当する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶乗組員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有する者であること。	二 検知器具及び保護具の取扱方法	三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に該当する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶乗組員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有する者であること。	三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に該当する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶乗組員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有する者であること。	三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に該当する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶乗組員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有する者であること。

六 災害防止対策	七 海上汚染防止対策	八 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	別表第二(第九十三条関係)	
			危険作業講習	機械器具その他の設備
二 大学等において医学若しくは工学に関する学科を修得して卒業した者で、その後は実務に従事した経験の有する者であること。	三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に該当する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶乗組員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有する者であること。	三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に該当する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶乗組員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有する者であること。	一 フォークリフトの運転に関する講習	一 フォークリフト
			二 クレーン等による玉掛け作業講習	二 実習用重量物
三 酸素欠乏の予防に関する講習	二 クレーン等による玉掛け作業講習	三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に該当する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶乗組員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有する者であること。	一 フォークリフト	一 フォークリフト
			二 クレーン等による玉掛け作業講習	二 実習用重量物
四 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に該当する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶乗組員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有する者であること。	三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に該当する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶乗組員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有する者であること。	三 ワイヤーロープ	三 実習用障害物
			四 ワイヤールン	四 荷役パレット
五 ガーゼ	三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に該当する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶乗組員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有する者であること。	三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に該当する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶乗組員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有する者であること。	五 実習用重量物	五 実習用重量物
			六 実習用重量物	六 実習用重量物
七 毛布	三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に該当する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶乗組員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有する者であること。	三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に該当する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶乗組員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有する者であること。	七 実習用重量物	七 実習用重量物
			八 実習用重量物	八 実習用重量物
八 ガス検知器	三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に該当する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶乗組員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有する者であること。	三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に該当する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶乗組員としてタンカー等引火性液体類等を積載する船舶に乗り組んだ履歴を有する者であること。	九 実習用重量物	九 実習用重量物
			十 実習用重量物	十 実習用重量物